８消安第4593号
令和８年11月６日

関係団体の長（別記参照）　殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

獣医師法第22条の規定に基づく届出について（依頼）

平素より当課の獣医事行政に御協力を賜りありがとうございます。

御承知のとおり、全ての獣医師は、獣医師法（昭和24年法律第186号）第22条に基づき２年ごとに農林水産省令で定める事項の届出が義務付けられております。

本年度は、その届出を行う年となっておりますので、貴会下の獣医師に対して別添を回覧いただくなどの方法によりこのことについて周知いただけますようお願いいたします。

別記

公益社団法人　日本獣医師会会長
公益社団法人　中央畜産会会長
公益社団法人　全国農業共済協会会長
公益社団法人　日本動物用医薬品協会理事長
一般社団法人　日本科学飼料協会理事長
公益社団法人　日本動物福祉協会理事長
全国農業協同組合連合会経営管理委員会会長
全国酪農業協同組合連合会代表理事会長
一般社団法人　ペットフード協会会長
一般社団法人　日本小動物獣医師会会長
一般社団法人　日本養豚開業獣医師協会代表理事
公益社団法人　日本動物病院協会会長
NPO 野生動物救護獣医師協会会長
日本中央競馬会理事長
地方競馬全国協会理事長
協同組合　日本飼料工業会会長
農場管理獣医師協会会長
全国家畜衛生職員会会長
一般社団法人　全国動物薬品器材協会理事長
日本製薬団体連合会会長
日本製薬工業協会会長
全国公営競馬獣医師協会会長
公益社団法人　畜産技術協会会長
一般社団法人　家畜改良事業団理事長
一般社団法人　日本家畜人工授精師協会会長
公益社団法人　日本装削蹄協会会長
公益社団法人　日本獣医学会理事長
公益社団法人　日本動物園水族館協会会長
全国公衆衛生獣医師協議会事務局事務局長